



インクルージョンの推進について

令和8年2月1日

こども家庭庁長官官房審議官（支援局担当） 源河真規子

※発表中意見に当たるところは私見です

こども家庭庁とは？

R5.4
設立

こども
まんなか

組織

令和5年4月創設。スローガンは「こどもまんなか」。

内部部局が422名、施設等機関が88名の合計510名体制。

役割

(1) こども政策の**司令塔**

(2) 省庁の縦割り打破、**新しい政策課題や隙間事案への対応**

(3) 保健・福祉分野を中心とする**事業の実施**



こども家庭庁について



長官官房 全体の取りまとめ

出身省庁も様々、かつ、地方自治体や民間からの多様なバックグラウンドを持つ人材が共に働いています。

- こどもや若者の視点に立った、こどもに関する取組全体の推進
- 都道府県や企業、NPO団体等との協力



成育局 すべての子どもの育ちをサポート

- 妊娠・出産の支援や母親と小さな子どもの健康の支援【母子保健】
- 小学校に入学する前の子どもの育ちの支援【保育政策】
- こども・若者の居場所づくりや放課後児童クラブ【放課後・居場所】
- こどもの安全【安全なインターネット利用・保育事故】



支援局 特に支援が必要な子どもをサポート

- 子どもの虐待防止やヤングケアラーなどの支援
- 里親家族や児童養護施設の子どもの生活の充実や大人になる社会に出ていくための支援
- 子どもの貧困の解消に向けた支援やひとり親家族の支援
- 障害のある子どもの支援
- いじめや子どもの自殺対策

こどもまんなか
こども家庭庁

こども基本法

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
(※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
 - ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日

検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

こども大綱（障害児支援関係）

こども大綱（抜粋）（令和5年12月22日閣議決定）

第3 こども施策に関する重要事項

1 ライフステージを通した重要事項

（5）障害児支援・医療的ケア児等への支援

こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。

特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。

障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。

医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。

こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。

特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとて最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせて行うなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。

※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。

※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援

※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

(参考) こどもは権利の主体！

すべてのこどもは生まれながらに権利をもっています。

こどもの権利は、こどもが幸せに健やかに成長していくために必要なものです。

こどもの権利について考えるときに

大切な4つの考え方

差別のないこと

すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されません。



命を守られ成長できること

すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



こどもにとって最もよいこと

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



意見を表明し参加できること

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。



こどもの権利は、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」に書かれています。こどもの権利条約は、世界中どこで生まれても、こどもが生まれながらにもっている権利を定めた条約です。1989年に国連で採択され、日本を含む196の国が守ることを約束しています。

(参考) ユニセフ・こども家庭庁共催「子どものけんりプロジェクト」

2024年、日本が子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)を批准してから30年の節目となることから、こども家庭庁は、日本ユニセフ協会とともに、9月から、普及啓発キャンペーン「子どものけんりプロジェクト」を開始。(プロジェクトは文部科学省も後援、法務省人権擁護局とも連携)

■子どものけんりプロジェクト ホームページ

<https://www.unicef.or.jp/kodoken/>



NEWS

■先生のためのツールボックス

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/kodoken-toolbox/>

様々なコンテンツを提供し、全国の幼稚園や小中高校にも展開。



◆動画教材
(未就学児、小学生、中高生
向け)



◆動画教材の使い方をまとめた
ヒントブック (指導案・ワーク
シート)

■プロジェクトの報道発表会

(令和6年7月31日)



○アイラブみー
NHKEテレで放送
されているアニ
メーション番組。

主人公「みー」
が「自分を大
切に
するってどう
いう
こと?」かを考
えていく。

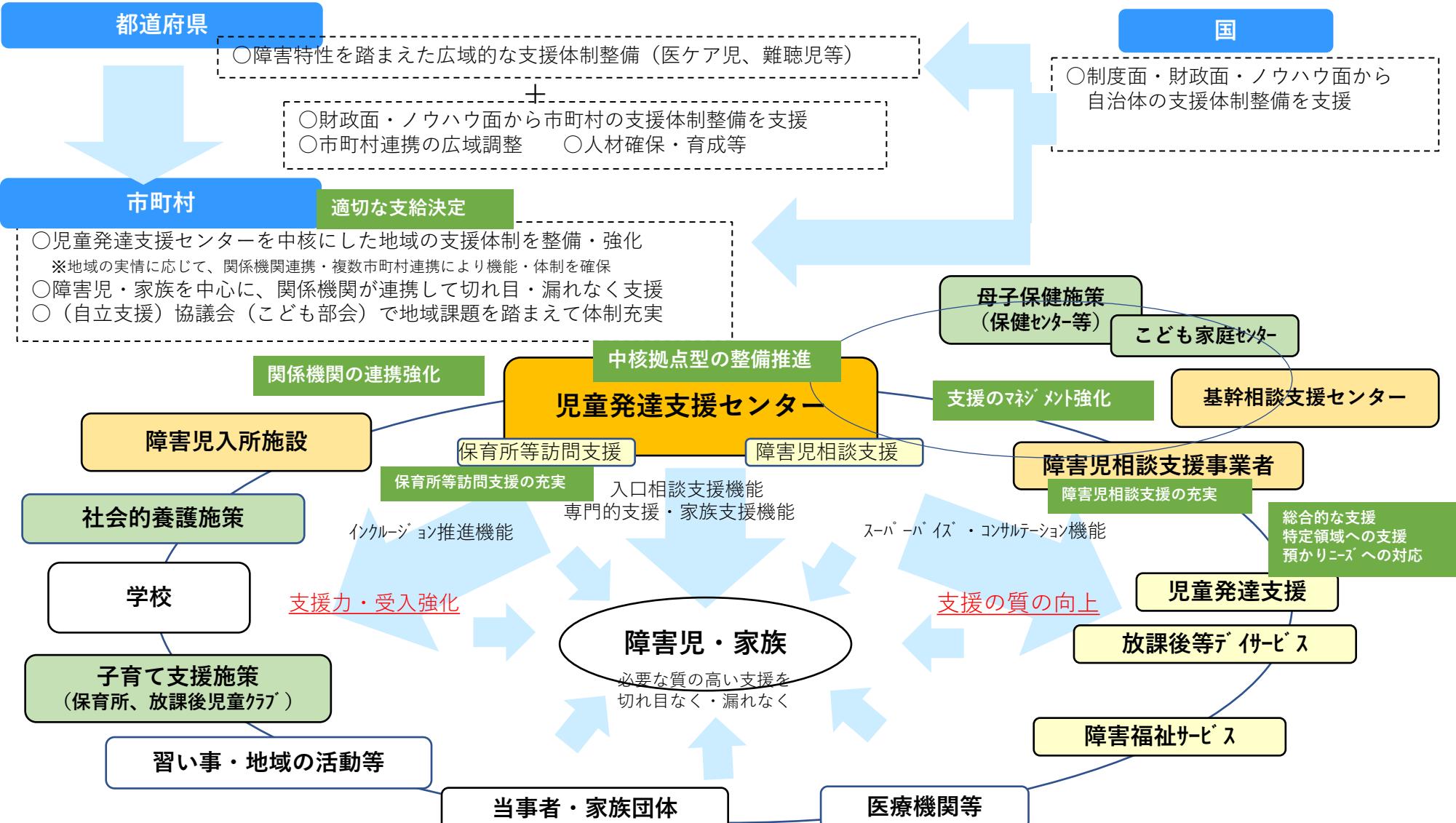
本プロジェクト
のコンテンツに、
みーとみーの仲間
たちも登場。



◆子どもの声を聴くことをテーマ
にした“こえ”的うた
(日本語版/英語版/合唱版)

障害児支援のこれから

障害の有無に関わらず、すべての子どもが共に育つ地域づくりに、関係機関が協働して取り組む
(ニーズに応える専門的支援 + 地域を支えインクルージョンを推進)



インクルージョンが大切だと思ったのは・・・

- 「障害児の○○さん、○○くん」の前に、「友達の○○さん、○○くん」「近所の☆☆さん、△△くん」でありたい。
～障害を意識しない段階でのインクルージョン

【2つのエピソード】

※注 私の中で勝手に話が作りあがっていて、実際と違うところがあると思います。ごめんなさい。

また、個別避難計画がしっかり作られるようになった今とは実情が違うと思います。

- 地震の時、車椅子の子がマンションに住んでいた。停電でエレベーターが止まり、母一人では、車椅子を持ち上げて階段を降りることはできない・・・
- 西日本豪雨災害の時、岡山県倉敷市真備町で、知的障害を有するシングルマザーと自閉症の幼い娘が住んでいた。豪雨災害当日、避難勧告が出され、相談支援専門員が電話で避難所である近所の小学校に避難するよう呼びかけたが・・・

関係者の尽力で障害福祉の制度もサービスも充実したが・・・

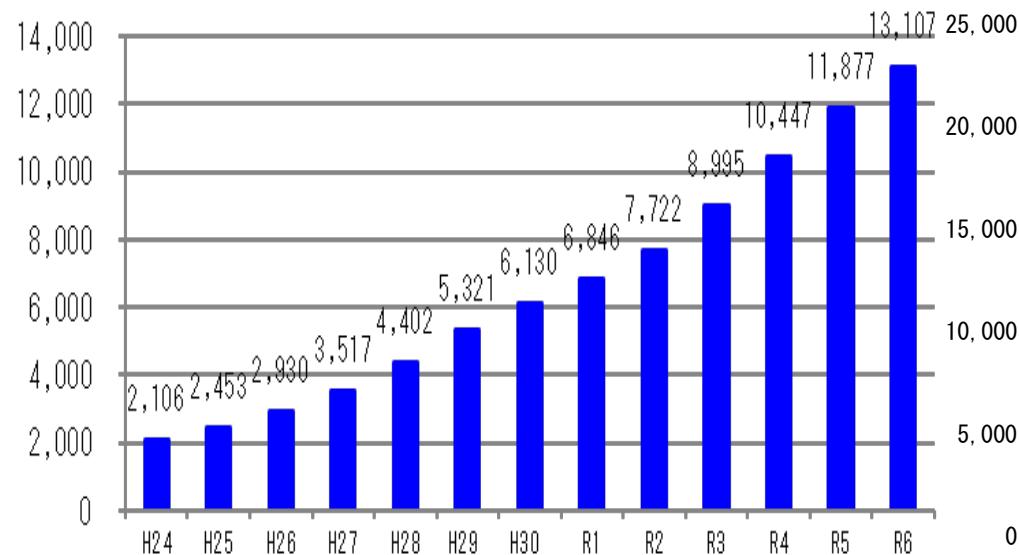
【未就学児】児童発達支援

【小学校～高校時代】特別支援学校 + 放課後等デイサービス

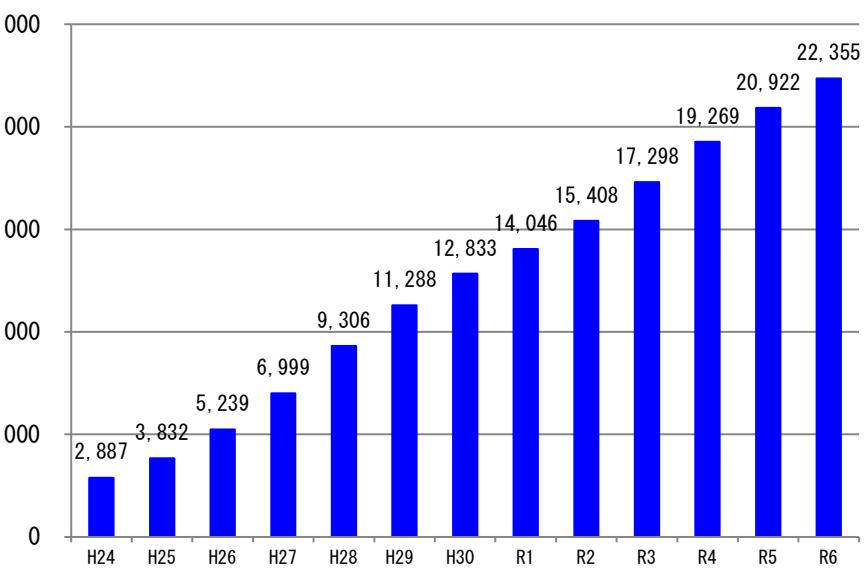
【18歳以降】生活介護、就労継続支援B型

～場所を分けてしまったら、「環境だけでなく、心が離れる」～

児童発達支援
事業所数の推移(一月平均(か所))



放課後等デイサービス
事業所数の推移(一月平均(か所))



小さい頃からともに学ぶ、楽しむ

(例) ■ホワイトハンドコーラス

手歌（日本語の直訳に当たる「日本語対応手話」ではなく、ろう者が日常的に使う「日本手話」をベースにした音楽表現）。

ユニセフとこども家庭庁が推進する「こどものけんリプロジェクト」のテーマソング「こえのうた」（インクルーシブVer.）をホワイトハンドコーラスNIPPONが歌っている。

<https://www.youtube.com/watch?v=jEj3aopBcq0&t=145s>

海外でも演奏活動を行っている。下記の動画は、声隊とサイン隊の様子がよくわかる。

https://www.youtube.com/watch?v=Mozm_H5DxL8

写真はホワイトハンドコーラスのHPより転載



何事も体験・鑑賞してみる

(例)

■マイノリティになる経験

ハートネットTV「フクチッチ」 | NHK for School 4回シリーズ第3回

「合理的配慮」後編① ～てれび戦士が合理的配慮の大切さを体験取材

https://www2.nhk.or.jp/school/watch/bangumi/?das_id=D0005170848_00000

■ボッチャ、ブラインドサッカー等のパラスポーツ

■農福連携事業所での農作業

■バリアフリー演劇、バリアフリー映画等、字幕、手話通訳、音声ガイドとともに芸術を味わう。

などなど

～ 「障害者が作っている、売っているから買う」 「障害者がプレーしているから応援する」

「バリアフリーだから観る」のではなく、

純粋に、「美味しいから、良い製品だから買う」 「かっこいいから応援する」

「楽しいから観る」

～ 一度体験、鑑賞して満足するのではなく、リピーターでありたい。

～ 製作者、競技者、演者、購入者、観客・・・もプロでありたい。

日々の暮らしの中に

手話が共通言語のスターバックスnonowa国立店

スタバプレスリリース

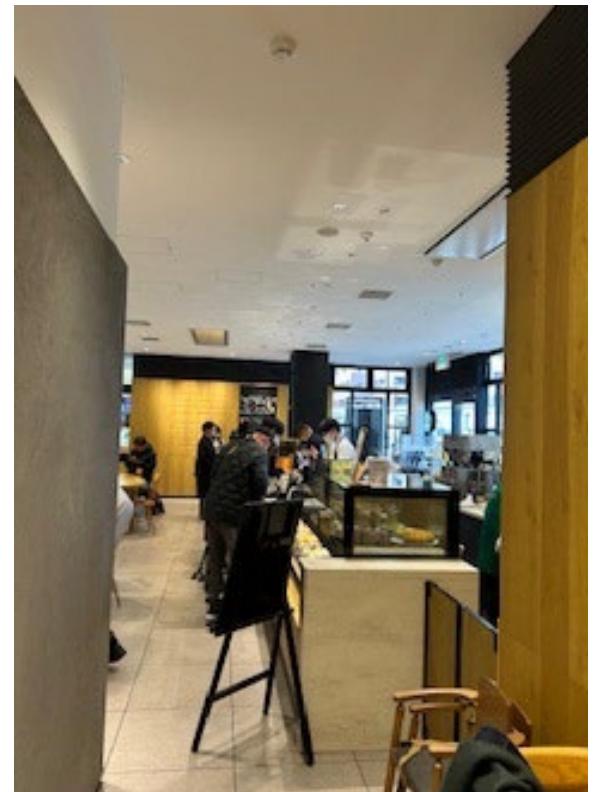
2020/06/24より転載



正月らしい掲示



店内風景



日々の暮らしの中に

普段の生活で普通に出会う状況に

車いすテニス小田凱人選手

(パラサポWeb/選手一覧/小田凱人選手「世界トップの実力でテニス界を沸かせる！」より転載)

「車いすテニスはかっこいいんだってことをプレーで伝えたい。」



ダウン症の人が働くレストラン

(ハフポスト日本版編集部
2019年12月08日 11時45分JST
「我々は自分たちを誇りに思っています。」ダウン症のスタッフが働くレストラン、ブリュッセルで首位に
より転載)

「65デグレス」のFacebook



「65デグレス」で働くスタッフの皆さん 「65デグレス」のFacebook

車いすバスケ

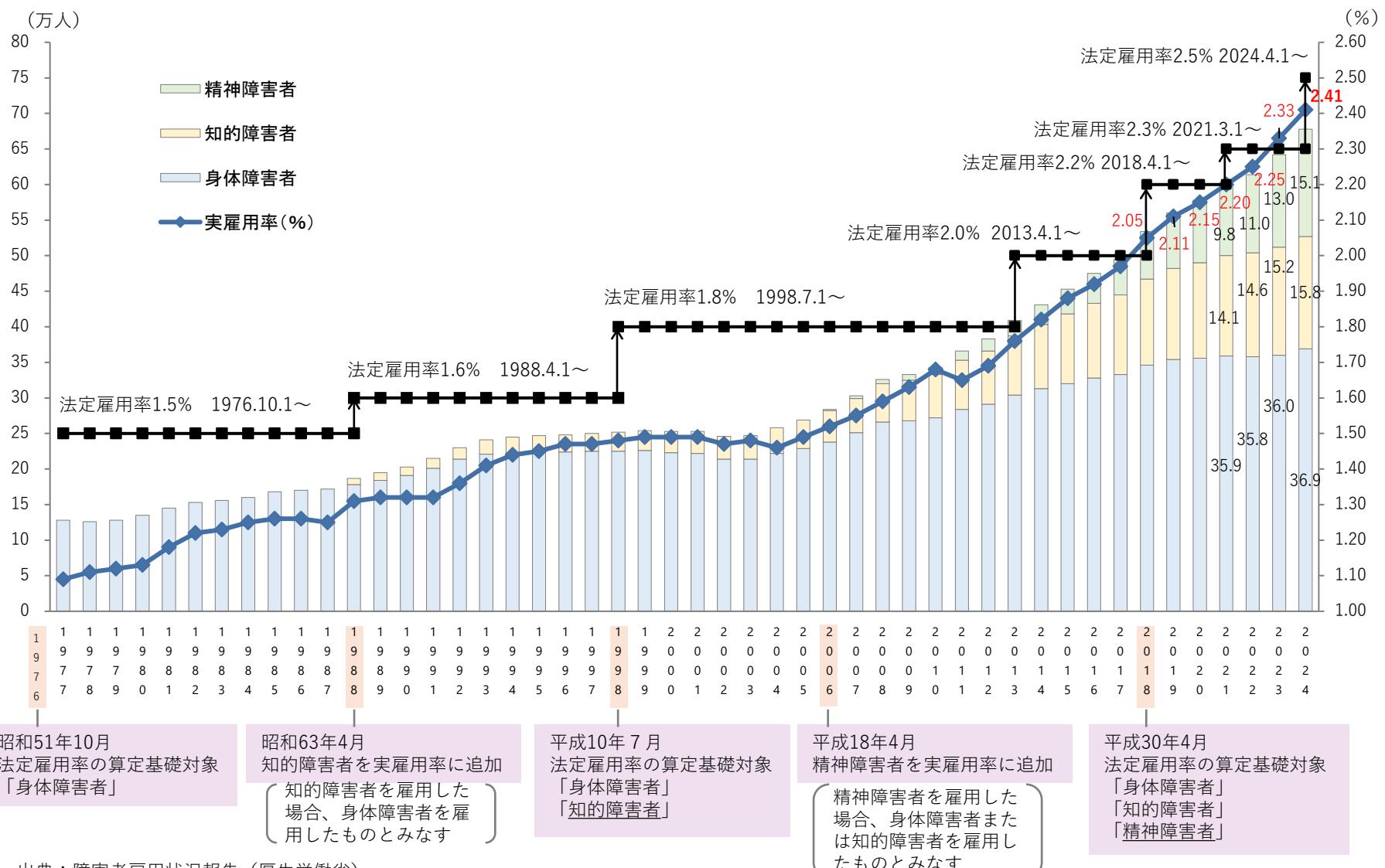
(一般社団法人日本車いすバスケットボール連盟HP/車いすバスケットボールを知る/車いすバスケットボールを楽しむための見どころより転載)

その迫力が人をひきつける。



障害者雇用の状況（障害者雇用状況報告）

- ✓ 民間企業の雇用状況 雇用者数 67.7万人（身体障害者36.9万人、知的障害者15.8万人、精神障害者15.1万人）
実雇用率 2.41% 法定雇用率達成企業割合 46.0%
 - ✓ 雇用者数は21年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。



就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数約1,165万人^(※1)中、18歳～64歳の在宅者数約487万人^(※2)

(内訳:身体423.0万人、知的 126.8万人、精神614.8万人)

(内訳:身体99.5万人、知的 66.9万人、精神320.7万人)

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が約 29. 6% 就労系障害福祉サービスの利用が約 33. 3%
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、令和5年は約2. 7万人が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3. 6万人
 - ・就労継続支援A型 約 9万人
 - ・就労継続支援B型 約35. 3万人
- (令和6年3月)

就労系障害福祉サービス から一般就労への移行

1,288人 / H15	1.0
2,460人 / H18	1.9 倍
3,293人 / H21	2.6 倍
4,403人 / H22	3.4 倍
5,675人 / H23	4.4 倍
7,717人 / H24	6.0 倍
10,001人 / H25	7.8 倍
10,920人 / H26	8.5 倍
11,928人 / H27	9.3 倍
13,517人 / H28	10.5倍
14,845人 / H29	11.5倍
19,963人 / H30	15.5倍
21,919人 / R1	17.0倍
18,599人 / R2	14.4倍
21,380人 / R3	16.6倍
24,426人 / R4	19.0倍

26,586人 / R5 20.6倍

企 業 等

雇用者数

約67. 7万人
(令和6年6月1日)

※40.0人以上企業

※身体、知的、精神(精神は手帳所持者に限る)

ハローワークからの紹介就職件数

110,756件
※A型:29,081件
(令和5年度)

12,809人/年

(うち就労系障害福祉サービス 6,881人)

639人/年

特別支援学校

卒業生20,641人(令和6年3月卒)

就 職

就職 6,115人/年

試験勉強の過程での少しの配慮で

- 運転免許 つばさプラン 少しの配慮で可能性が広がる。

<https://www.tsubasaplan-kenkyukai.com/>

教習に不安のある者の免許取得をサポート。

アセスメント、個別支援計画など。

運転免許が自信になる。通勤等活動の範囲も広がる。

～他分野にも応用できるのでは？

- 介護の資格

- 保育士資格

- クリーニング師

- 他にも漢検、英検など

ご清聴ありがとうございました



キクミーとキクネー
いけんプラスのキャラクター
「みんなの声をしっかり聴くよ！」が口ぐせ



オレンジリボンには
子ども虐待を防止する
というメッセージが
込められています。